

宮代町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 6 月 17 日

宮代町長

新井 康之

宮代町規則第24号

宮代町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則

宮代町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（令和3年宮  
代町規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号ウを次のように改める。

ウ 商業施設であって次に掲げる用途のいずれかに該当するもの（当該施設の  
床面積の合計は1万平方メートル以下とし、主たる用途に影響ない範囲にお  
いて、町長が別に定める施設を併設することができるものとする。）

（ア）小売業の店舗

（イ）飲食店

（ウ）小売業の店舗及び飲食店の用途を併せ有する施設

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮代町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則  
新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(条例第6条第1項第1号の規定による指定の基準)</p> <p>第3条 条例第6条第1項第1号の規定による指定は、同号により町長が指定する予定建築物の用途、土地の区域等が次に掲げる基準に該当する場合に限り行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該指定に係る予定建築物の用途が次に掲げるもののいずれかであること。</p> <p>ア 流通業務施設</p> <p>イ 工業施設</p> <p><u>ウ 商業施設であって次に掲げる用途のいずれかに該当するもの(当該施設の床面積の合計は1万平方メートル以下とし、主たる用途に影響ない範囲において、町長が別に定める施設を併設することができるものとする。)</u></p> <p><u>(ア) 小売業の店舗</u></p> <p><u>(イ) 飲食店</u></p> <p><u>(ウ) 小売業の店舗及び飲食店の用途を併せ有する施設</u></p>	<p>(条例第6条第1項第1号の規定による指定の基準)</p> <p>第3条 条例第6条第1項第1号の規定による指定は、同号により町長が指定する予定建築物の用途、土地の区域等が次に掲げる基準に該当する場合に限り行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該指定に係る予定建築物の用途が次に掲げるもののいずれかであること。</p> <p>ア 流通業務施設</p> <p>イ 工業施設</p> <p><u>ウ 商業施設であって次に掲げる用途のいずれかに該当するもの(当該用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートル以下のものに限る。)</u></p> <p><u>(ア) 小売業の店舗(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項に規定する店舗面積の合計が3千平方メートル未満のものに限る。)</u></p> <p><u>(イ) 飲食店</u></p> <p><u>(ウ) 小売業の店舗及び飲食店の用途のみを併せ有する施設</u></p>